

【調査の概要】

1 調査の目的

2013年（第13次）漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

2 調査体系の概要

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市町村 調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省 地域センター等 調査員	
	海面漁業地域調査		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地域センター等 調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省 地域センター等 調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査		

3 調査期日

平成25年11月1日現在（流通加工調査は平成26年1月1日現在）

4 県内調査対象市町村

(1) 海面漁業調査（7市2町）

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、射水市、入善町、朝日町

(2) 内水面漁業調査（6市3町）

富山市、高岡市、魚津市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、入善町、朝日町

【利用上の注意】

1 用語等の解説

(1) 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買つけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者	スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。
生協	生協へ出荷している場合をいう。
直売所	直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。
自家販売	自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。
その他	上記以外の場合をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。

無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>(1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>(2) 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>(3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>(4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>(5) 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>ア 海上養殖施設での養殖</p> <p>(ア) 漁船を使用しての養殖施設までの往復</p> <p>(イ) いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し</p> <p>(ウ) 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業</p> <p>イ 陸上養殖施設での養殖</p> <p>(ア) 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）での全ての作業</p> <p>(イ) 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除</p> <p>(ウ) 池及び水槽の見回り</p> <p>(エ) 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>(オ) 収獲物の取り上げ作業</p>
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

(2) 漁業管理組織調査

漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 (1) 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 (2) 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織 (3) 漁業管理について、文書による取決めのある組織 (4) 漁協又は漁連が関与している組織
運営主体	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。
漁業協同組合の 単一組織	漁協が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。 なお、漁協の支所は「漁協の単一組織」とするが、漁業生産組合は対象外とする。
漁業協同組合の 連合組織	複数の漁協が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁連が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 下部組織	漁協が組織内に設置した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 任意組織	漁協内において、漁協の組合員が独自に組織した漁業種類別部会等の任意組織が主体となって、自主的に漁業管理を実施しているものをいう。
管理対象漁業種類	漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の10種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業及び海面養殖業
管理対象魚種	過去5年間（平成20年1月1日から平成24年12月31日）自主的な管理を行った管理対象魚種をいう。

(3) 海面漁業地域調査

漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

(4) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	内水面において営む漁業のことをいう。
内水面漁業経営体	共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、過去1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいう。 なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 (1) 食用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他 (2) 種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 (3) 観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ (4) 真珠（1種類）：真珠
主とする養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。

(5) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	海面漁業地域調査の「漁業体験」に同じ。
魚食普及活動	海面漁業地域調査の「魚食普及活動」に同じ。

(6) 魚市場調査

魚市場	過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

(7) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力(7.5kw)以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物(のり冷凍網を除く。)を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
冷蔵能力	常時10℃以下で保持しうる、通常の收容能力をいう。 收容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高(床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方)を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
従業者	以下の(1)～(4)のいずれかに該当する人をいう。 (1) 個人事業主及び無給の家族従業者 (2) 常勤の役員 (3) 雇用者(賃金・給与(現物支給を含む)を支給されている人) (4) 出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
HACCP手法	原料受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測(危害分析)したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録する工程管理の手法をいう。

2 統計表の見方

(1) 数 値

表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合があります。

(2) 記 号

表中に用いた記号は以下のとおりです。

「—」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

「△」： 負数又は減少したもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

(3) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施しています。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としています。

3 内容の確認先

海面漁業調査	漁業経営体調査	富山県経営管理部統計調査課 TEL (076) 444-3194
	漁業管理組織調査 海面漁業地域調査	北陸農政局富山地域センター TEL (076) 441-0340
内水面漁業調査、流通加工調査		

〔富山県の地方選定漁業種類〕

区分	全国漁業種類		地方選定漁業種類	
	番号	種類名	番号	種類名
海面	106	船びき網	901	さよりびき
			902	ごち網
	114	刺網 その他の刺網	903	底刺し網
	116	大型定置網	904	ぶり等定置網
			905	いわし定置網
			906	ほたるいか定置網
			907	その他の定置網
	119	その他の網漁業	908	八そう張網
	134	採貝・採藻	909	ばいかご
	135	その他の漁業	910	べにずわいがにかご
			911	えびかご

※付録の「漁業経営体調査票」（個人経営体用）の「Ⅳ 2」、（団体経営体用）の「Ⅲ 2」の「地方選定漁業種類」に対応

内水面	332	食用 その他ます類	441	いわな
			442	やまめ

※付録の「内水面漁業経営体調査票」（個人経営体用）の「Ⅱ 3（2）」、（団体経営体用）の「Ⅰ 3（2）」の「地方選定漁業種類」に対応